

キャンパス・セクシュアル・ハラスメントの実態と課題

北仲千里

広島大学ハラスメント相談室 准教授（社会学）
 キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク
 NPO 法人 性暴力被害者サポートひろしま代表理事
 （「性被害ワンストップセンターひろしま」運営委託）

1 被害の実態と性質

(1)1990年代から問題が顕在化し始めたキャンパス・セクシュアル・ハラスメント

京都大Y事件	1993年
キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク結成	1997年
鳴門教育大事件	1998年（判決）
東北大事件	1999年（判決）
均等法でセクシュアル・ハラスメント対策義務、文部省（現在の文部科学省）でセクシュアル・ハラスメント防止規程（1999年 事実上2000年から実施） （この頃から各大学で規程・ガイドライン・委員会や相談窓口の設置）	
早稲田大スーパーフリー事件	2003年
国立大学独立行政法人化	2004年
京都教育大集団性暴力事件	2009年
一橋大アウトティング事件	2017年

相変わらず、次々と起きており、国公立大中心に懲戒処分が公表されている。（末尾 表）

(2)キャンパス・セクシュアル・ハラスメントの実態と特徴

セクシュアル・ハラスメントは、①性を用いた「職場や学校のいじめ」の側面があり（そのために、直接の性被害からの精神的身体ダメージにとどまらない仕事や学業への被害が深刻）、同時に ②性暴力被害の問題としては、「立場や影響力を利用した（あからさまな暴行脅迫によらない）性暴力」の側面もある。

(2)-1 セクシュアル・ハラスメントはすべての大学の構成員、関係者間で起きている

教員間、教員と職員間、職員間、学生間、教員と学生間、職員と学生間、例えば守衛・掃除スタッフ・寮の管理人・スクールバスの運転手と学生、公開講座受講者、業者が受託する講座（マナー講座や英会話、公務員試験対策等）、部活や課外活動の監督やコーチ・インストラクター、実習先、インターンシップ、学会での他大学の研究者

このうち、特に大学に特徴的なものとして、「男性教員と指導する女子学生」間と、「学生どうし」のケースを深く見ていきたい。

(2)-2 「男性教員と指導する女子学生」の場合

- ・教員が学生を性的対象として見ていたり、品定めをしていることへの不快感、ショック
(例「こんな美人がこんないい成績を取るなんて信じられないね」「あの娘は彼氏がいるのかな、いないなら僕がもらう」 体形について「豚」等とからかう)
- ・男性教員が、過度に学生のプライバシーに干渉することへの違和感、恐怖感
(例 ボーイフレンドがいるかどうか報告させる、ボーイフレンドができれば不機嫌になり怒る、
生理日を教員に報告させる、結婚や出産する予定があるかどうか大学院進学時に尋ねられる)
- ・性的な働きかけ、ストーカー的な行為
(例 その女子学生にだけ高価な出張土産を買ってくる、誕生日プレゼントが送られてくる、性的な内容のメールや SNS メッセージ、手紙、たくさん写真を撮られる、深夜にも電話や SNS で連絡をとる、ずっと見つめる、二人きりで旅行に誘う、私的な用事に同行させる)
- ・直接の性暴力 (例 触る、抱きつく、キスをする、性行為を強制する 等)

■特に特徴的なものとして、尊敬心、信頼、社会的な影響力を持っていることへの恐れなどを土台にした、マインドコントロール的な性暴力があること
(特に文系。宗教者と信者や、芸術の世界での師匠弟子、スポーツの指導関係などにも共通)

■院生や若手研究者 (ポスドク研究員や助教など) では、アカデミック・ハラスメントとセットになったセクシュアル・ハラスメント被害
→ 研究のキャリアに直接影響があるため、なかなか断ったり告発したりできない。
(例: 推薦してもらえない、研究者同士の狭いコミュニティの中で悪い評価が共有される、同じ学会に参加できない)
セクシュアル・ハラスメント部分だけを問題にすることは困難。

* 男性教員と女子学生が同意の上で交際した場合の問題

もともと対等な関係での恋愛でない可能性がある。教員が既婚者で無責任な場合もある。

別れた後に、学生の方がその研究室や同じ業界には残れないなど、ハラスメントになる可能性が高い。

周囲の学生らが不公平感・不快感をもつ (環境型セクシュアル・ハラスメント)

やはり、一定程度禁止したり、倫理的に批判されたるべき

(直接の指導関係を外すなど)

(2)-3 「学生どうし」の事件

- ・コンパなどでのセクシュアル・ハラスメント（集団レイプ、ゲームなどで脱がされる、飲酒などで意識をなくした準強かん的なもの、集団レイプ、身体接触、性体験についてみんなの前で話をさせられる、写真を撮られ共有される）
- ・交際を断ったら、ストーカー（最近は特にLINEなどSNS）
- ・デートDV
- ・同じ研究室の中などでの性暴力（抱きつき、身体接触、レイプ）
- ・下宿の部屋での性暴力（部屋に無理やり来る、部屋に用事があるって尋ねたら被害にあう、部屋に入れたら襲われた）
- ・SOGI ハラスメント

↑

学生どうしのケース場合は、加害学生への対応も目配りする必要がある。学生懲戒、説諭、教育、気持ちを落ち着かせる、親など家族への説明、場合によっては治療を手厚く行うことが必要。

（例えば、被害者加害者それぞれの担当者（相談員＋指導教員など）をつける等。）

被害者加害者の双方が接触せずに講義を受けられる、キャンパスに立ち入れるような対処をする必要がある。

(2)-4 問題が起こり、深刻化する背景

- ・教育指導関係であるから、尊敬や信頼を裏切られたショック
- ・被害者の卒業、就職、資格取得、学位取得、研究キャリアなどが妨害される恐れ
- ・教員は、成績認定権などの立場上の権力の他にも、知的な能力や社会的威信の面で、学生に対して明らかに強い立場にある。

学生が拒絶や抗議しても、相手を屁理屈でやりこめたり、論点をずらしたりできる。

大学の意志決定にかかわる教職員を自分の味方につけることができる（またはそう思われがち）。

自己防衛するために弁護士を雇い、反訴するなどの傾向が強い。

- ・アカデミック・ハラスメントと絡み合っただけで起るため、アカデミック・ハラスメントを問題にしなければならない。（また、アカデミック・ハラスメントの調査や判断は部外者・第三者には難しい）
- ・医学部の医局講座制や研究中心の大学の理工農学部など、一部の分野の小講座制などにおける、教授の強力な権力という研究組織のあり方
- ・研究スタイル：自然科学系（大学の院生や研究者のマジョリティ）に多くみられる、研究室での共同研究という研究スタイル（そこに参加しないと学習研究ができない）や、大学の教員が管理保有している資料や書籍・施設・研究対象者やフィールドなど、教員と離れることの難しさ。

2 対策について

(1) 概ね、一般企業よりは進んでいるのではないか

- ・ガイドラインの策定、相談員の配置（専門相談員）、教職員研修の実施など。
- ・また、法にないアカハラ・パワハラまで対策をしているところが多数派。
（キャンパス・セクハラ全国ネットが推奨してきた） 「相談対応者」と「事実調査の担当者」を分離する方式を採用しているところが多数（厚労省のモデルとは異なる）
- ・近年はS O G I の配慮、ガイドラインなどダイバーシティ対策も
ただし、ばらつきがある（非民主的な、理事長独裁ブラック大学、小規模の短大、専門学校などではなかなか進まない）。そして、大学固有の特徴や難しさもある。
- ・国公立を中心に、保健管理センターがあるので、ハラスメント対策と心や体のケアとの両輪で連携すれば、大学は加害者対策も含め、ワンストップで対応ができる場所である。
（この、保健管理センター、学生相談室などの対策も学校によってばらつきがある）
- ・大学よりも、小中高など「スクール」の対策の方が遅れている。また、そのスクールを所管する教育委員会が属する地方公務職場での対策の不徹底が目につく。

(2) ガイドライン/相談や調査のシステムについて

- ①アカハラ、研究不正（現在は別組織）とセクハラとは別々ではなく一緒にした仕組みにすべき。なぜなら、実際に絡み合っ起こるし、現行の研究不正窓口は、事件発生後の告発一事実調査のシステムでしかなく、事件が起こりそうになった時の「相談」や「調整」の機能を持っていないから。
- ②(キャンパス・セクハラ全国ネットが推奨してきた) 利害関係者を排して公平中立に(身内ではない人で)調査をする原則・相談員と調査担当者を分ける方針は堅持すべき。
(一部の大学ではできていない)
- ③申立・調査・処分という選択肢だけしかない^{おおごと}と対応が困難なので、大事にはしないが、被害の最小化をめざす様々な、現実的な対応を行うべき・・・「調整」(例:研究室を移る、指導教員の変更、「イエローカード」的な指導、空間や時間を分けて接触しないようにする、命令のラインを分ける、職場の異動、休学の調整 など)
- ④学問分野のサブカルチャーや、アカハラ・研究不正の相談にも対応するためには、学部の構成や大学の規模によっては学内での調査や相談が難しい場合がある。
大学を超えた、学外の相談や調査の仕組みが必要
- ⑤デートDV、ストーカー等、学生間の事件にも対応すべき(していない大学も)

(3) とくに相談員、相談支援活動について

「相談員」＝心理カウンセラーという誤解がしばしばある。

ハラスメントや、DV、虐待、性暴力、ストーカーあるいは犯罪の被害などの相談支援の活動は、ソーシャルワークである。

ハラスメントの相談窓口は、就業環境、研究環境を取り戻すための支援をするところ。

：事実調査や、懲戒、裁判、学内外の様々な制度を活用して支援を行うこと、場合によっては警察や弁護士に相談する手段もとること・・・などの動きを起こす相談員の仕事は、被害者の心に中心的にアプローチする心理カウンセリングとは異なる性質のものである。一番大きな違いは、加害者に対してどんな手を打つかということや、組織に対してどんな働きかけをするか、できるかを判断する作業が重要である点。

相談員の仕事：

- ・相談者が抱えている問題を相談者と一緒に整理して意味づける。
「これってハラスメントですか？」
「相手の行為が気持ちが悪いですけど、どう考えたらいいですか。」
- ・回復すべき被害は何か。そのために何をすればよいのかを明らかにする。
取りうる手段を提示し、相談者の意志決定を援助する。
(助言だけで相談者自身で対応する場合もあるし、理解し納得できた・話を聞いてもらえただけでいいという場合もある。)
(調整を希望する場合も、しっかりと調査して厳罰を望む場合も)
(緊急介入や、隔離、医療や心理カウンセリング、警察と連携する場合も)
- ・調査や調整が可能となるように、事案の内容や関連する情報についての文書を作成したり、調査担当者や管理職などに説明/説得したりする。
- ・調査や調整等の対応の全過程で、相談者に同行したり、相談者に進捗状況を伝えたりする。
- ・調査・懲戒の後も、被害者が安心して勤務、学習、研究できているのかをモニターし、様々に起こる困難や二次被害などを最小化するように対処する。

*なお、ここに挙げている事例は、全国各地での事例をまとめたものであり、特定の大学でのケースをさしているわけではありません。

提言

1. 被害の影響が非常に深刻であることをふまえて、厳罰化すべき(大学の処分も、法も)。
厳罰化は「書類上」だけでなく、内容のある説諭も伴うべき。
2. 調査、処罰だけではなく、被害者のケアやきめ細かな就業/学習環境の保障をすべき
そのためには
 - ①「調整」の活用：申立→事実調査→処分 という路線ではない選択肢をガイドライン・規程等の中にきちんと位置付けるべき。
 (「事実が認定できないと、何も動けない」は誤り。
 「悪意を持ち意図的に行為する加害者」はいなくても、「被害者」はいることがある。)
 - ②一般教職員の兼任ではなく、専門的なスタッフを。
 (そのスタッフの仕事は、心理カウンセリングだけではない、ソーシャルワーク。)
 *しかし、雇いたくても人材がない
 - ③各大学は、外部からの専門家の助言(例：調査報告書作成時に弁護士)の活用を
 - ④国等で、独立した第三者機関の設置を(アカハラや研究不正も合わせた相談、調査、助言のための)・・・ただし、学内にも対応する人が必要
 - ⑤各大学は、調査や処分の手続きの迅速化を目指して本腰を入れて取り組むべき
3. 国は、総合的・本格的な対策を
 - ①文科省：各大学の自主的な工夫に任せては、ばらつきが出てしまう。
 ハラスメント対策を大学の評価項目に
 ハラスメント対策の人件費等をつける
 アカハラやセクハラで退学退職等を余儀なくされた被害の状況の把握を
 第三者機関の設置を
 - ②国として
 性暴力やDV、ハラスメント等の被害者相談支援ができるソーシャルワーカーの
 人材育成と、十分な待遇を
 (相談員の待遇の低さ、専門性の軽視が悪循環をもたらしている)
 法的な規制の強化、とくに「立場を利用した性暴力」の犯罪化を

表 大学の「懲戒処分等」報道から

教職員が加害者のうち、懲戒解雇等*

	SHのみ	SHとAH/PH	AH/PHのみ	学生間	その他*	計	SHを含む	AH/PHのみ	その他*
2006年	31	3(1)	5	1	0	40	8	0	
2007年	21	3	9	0	0	33	10	1	
2008年	14	3	9	2	1	29	4	0	
2009年	18	4	13	4	1	40	5	2	
2010年	20	9	13	2	1	45	13	3	
2011年	14	1	19	0	1	35	7	1	
2012年	21	7	19	0	0	47	10	3	
2013年	16	6(1)	12	2	2	38	9	3	
2014年	6(1)	2	12	4	2	26	3	1	
2015年	7	2(1)	10(1)	1	3	23	1	0	
2016年	10	3	10	3	1	29	4	1	
2017年	19	5	7	3	3	37	2	2	2
2018年8月まで	9	4	15	0	3	32	5	0	3
合計	206	52	143	22	18	454	81	17	5

31.4% 11.9%

注 報道された情報のみに基づいた数字であり、実際に事件があっても報道されていないものは掲載されていません。大学・短大・高専・研究所に関わる事件のみを掲載しており、大学の付属学校も含まれていません。また、大学教職員が職務に関わりなく一般市民に対して行った痴漢、強制わいせつなどの刑事事件については基本的に含めていません(判断が難しい場合や、大学で処分されている場合は含まれています)。

表記について

「学生間」学生どうしのいじめや暴力、性暴力など

「その他」不特定多数の人に対する差別発言や盗撮、殺人、スポーツ部等のコーチや監督の高井や、大学が詳細を発表していないため分類できないもの。

「懲戒解雇等」解雇、懲戒免職、諭旨解雇、諭旨免職、諭旨解雇、諭旨免職、諭旨解雇等で取り消しになった情報を反映できてはなりません。報道時のまま。

()・・・うち、研究不正や研究費の不正などの行為等も含んで処分されているケース数

キャンパス・セクシュアル・全国ネットワーク調べ 2016年分までは「アカデミック・ハラスメントの解決」北仲千里・横山美栄子 寿郎社 2017年に掲載